

海津郡 3 町合併協議会の調整内容

(協議第 3 5 号) H15. 1.22(第 5 回)提出 H15. 4. 3(第 11 回)確認

協議第 3 5 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	協議細目
調整方針(案)	<p>1 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に 1 つの農業委員会を置き、3 町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間は引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 選挙による委員の定数は 3 0 人とし、選挙区については、三選挙区とする。</p>	

項 目	海津町	平田町	南濃町	備 考		
現在の農業委員会委員の定数及び任期	1 定数 2 2 人 選挙委員 1 5 人 選任委員 7 人 議会推薦 5 人 農業協同組合推薦 1 人 農業共済組合推薦 1 人 2 任期 平成14年 7 月20日から 平成17年 7 月19日まで	1 定数 1 9 人 選挙委員 1 5 人 選任委員 4 人 議会推薦 3 人 農業協同組合推薦 1 人 2 任期 平成14年 7 月20日から 平成17年 7 月19日まで	1 定数 2 0 人 選挙委員 1 6 人 選任委員 4 人 議会推薦 3 人 農業協同組合推薦 1 人 2 任期 平成14年 7 月20日から 平成17年 7 月19日まで			
選挙区	三選挙区 第一選挙区 4 人 第二選挙区 5 人 第三選挙区 6 人	一選挙区	一選挙区			
新市の農業委員会の定数及び任期	区分		選任方法等	定 数	任 期	根拠法令
	新市に 1 つの委員会を置く場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3 年	農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項
		特 例 (合併特例法)	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により 80 を超えず 10 を下らない数	合併後 1 年を超えない範囲内で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項、第 2 項

農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（抄）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令（ 1 ）で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有するが選挙するものとし、その定数は、政令（ 2 ）で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区（ 3 ）を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第二項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

（第2項～第5項 省略）

1 農業委員会等に関する法律施行令（抄）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

【参考】

区 分	海津町	平田町	南濃町	合 計	備 考
区域面積 (ha)	4,421	1,629	5,181	11,231	国土地理院全国都道府県市区町村別面積調 (平成13年10月1日現在)
農地面積 (ha)	1,970	864	860	3,694	東海農政局 (平成12年8月1日現在)
農家戸数 (戸)	1,516	838	935	3,289	2000年世界農林業センサス (平成12年2月1日現在)

2 農業委員会等に関する法律施行令（抄）

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

3 農業委員会等に関する法律施行令（抄）

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

【参考】選挙区を設けている農業委員会及び選挙区数

農業委員会名	岐阜市	羽島市	各務原市	大垣市	美濃加茂市	関 市	中津川市	恵那市	海津町	養老町	八百津町
選挙区数	9	3	3	5	3	3	3	3	3	5	2

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定めるものとする。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条第2項又は第3項の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条（第1項～第7項省略）

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村長は、直ちにその内容を告示しなければならない。

先進事例

新市町村名	合併（予定）期日	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
安土市 (安土町・五個荘町・能登川町)	平成16年3月31日	農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間は引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
山口市 (高富町・伊自良村・美山町)	平成15年4月1日	農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
さいたま市	平成13年5月1日	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
西東京市	平成13年1月21日	農業委員会の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
篠山市	平成11年4月1日	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第51号) H15.12.8(第17回)提出

協議第51号	合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について	協議細目
調整方針(案)	<p>合併の期日の変更に伴い、次に掲げる調整方針について、下記のとおり変更するものとする。</p> <p>1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(平成15年4月3日第11回合併協議会確認)の(1)を次のように変更する。</p> <p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 地方税の取扱い 地方税の取扱い(平成14年12月9日第3回合併協議会確認)の(3)から(6)までを次のように変更する。</p> <p>(3) 入湯税については、減免措置について調整し、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。ただし、平成16年度は、各町の例による。</p> <p>(4) 個人町民税の納期については、海津町及び平田町の例により調整するものとする。ただし、平成16年度は、各町の例による。</p> <p>(5) 固定資産税の納期については、5月、7月、11月及び翌年2月で調整するものとする。また、農村地域工業等導入促進法に係る特例及び中部圏開発整備法の規定による不均一課税は、平田町及び南濃町の例により調整する。ただし、平成16年度の納期及び不均一課税については、各町の例による。</p> <p>(6) 個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度については、当面存続するものとし、報奨金の額等は合併時までに見直す。ただし、平成16年度は、各町の例による。</p>	

新旧対照表

新	旧
<p>(農業委員会委員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成17年7月19日まで</u>引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2)(略)</p>	<p>(農業委員会委員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>合併後1年間</u>、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2)(略)</p>
<p>(地方税の取扱い)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 入湯税については、減免措置について調整し、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。<u>ただし、平成16年度は、各町の例による。</u></p> <p>(4) 個人町民税の納期については、海津町及び平田町の例により調整するものとする。<u>ただし、平成16年度は、各町の例による。</u></p> <p>(5) 固定資産税の納期については、5月、7月、11月及び翌年2月で調整するものとする。また、農村地域工業等導入促進法に係る特例及び中部圏開発整備法の規定による不均一課税は、平田町及び南濃町の例により調整する。<u>ただし、平成16年度の納期及び不均一課税については、各町の例による。</u></p> <p>(6) 個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度については、当面存続するものとし、報奨金の額等は合併時までに見直す。<u>ただし、平成16年度は、各町の例による。</u></p>	<p>(地方税の取扱い)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 入湯税については、減免措置について調整し、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 個人町民税の納期については、海津町及び平田町の例により調整するものとする。</p> <p>(5) 固定資産税の納期については、5月、7月、11月及び翌年2月で調整するものとする。また、農村地域工業等導入促進法に係る特例及び中部圏開発整備法の規定による不均一課税は、平田町及び南濃町の例により調整する。</p> <p>(6) 個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度については、当面存続し、報奨金の額等は合併時までに見直す。</p>

海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第51号) H16.7.28(第27回)提出 H16.7.28(第28回)確認

協議第51号	合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について	協議細目
調整方針(案)	<p>合併の期日の変更に伴い、次に掲げる調整方針について、下記のとおり変更するものとする。</p> <p>1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(平成15年4月3日第11回合併協議会確認)の(1)を次のように変更する。 (1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 姉妹都市・国際交流関係事業 姉妹都市・国際交流関係事業(平成15年2月20日第7回合併協議会確認)を次のように変更する。 交流事業については、平成17年度は引き続き実施し、平成18年度以降については新市において調整する。</p> <p>(変更理由) 合併期日を平成17年3月28日に変更することにより、現農業委員会委員の在任期間が3年を超えることになるため、在任期間を現委員の任期満了日までとするものである。 また、合併年度を平成16年度末とすることにより、年度の記載されている調整方針について、所要の修正を行うものである。</p>	

新 旧 対 照 表

変更後	現在の調整方針
<p>(農業委員会委員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成17年7月19日まで</u>引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2)(略)</p>	<p>(農業委員会委員の定数及び任期の取扱い)</p> <p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>合併後1年間</u>、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2)(略)</p>
<p>(姉妹都市・国際交流関係事業)</p> <p>交流事業については、<u>平成17年度</u>は引き続き実施し、<u>平成18年度</u>以降については新市において調整する。</p>	<p>(姉妹都市・国際交流関係事業)</p> <p>交流事業については、<u>16年度</u>は引き続き実施し、<u>17年度</u>以降については新市において調整する。</p>